困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会（第5回）	
令和8年 11 月 26 日	参考資料5

第 5 回検討会における意見

若草プロジェクト

村木太郎

全体像

①具体的な支援の主な課題

多様な→多様かつ複合的な

②他分野との連携は支援の流れの全体にかかる

論点 1　相談支援体制

①アセスメントは最初の相談の際に行って、以降の支援で共有すべき

・措置の判断ではなくどのような支援がよいかを見定めるもの

・当事者情報や支援の方向性の共有化

・何度も同じことを聞かない

②どこでも相談できる体制の整備

・女性相談支援員の配置の拡大　その先に義務化を展望

必要性の提示、国・都道府県からの働きかけ

・福祉事務所・町村の福祉担当の活用・・女性支援についての研修・認知

・対面以外の相談の活用・・センターの相談員の活用（電話相談が多い）

③他機関との連携

・DV 相談支援、性暴力ワンストップセンター等の密接に関連する機関

・障害、高齢等の他の福祉支援機関

・居住・就労・就学等の支援、医療等の機関

・他機関との相互理解

・他機関とのコーディネート機能（子ども家庭センター、障害福祉等）との調整ルール

・連携についての報告様式の整備し実績として残す

④女性支援の専門性の明確化・・どのような相談・支援ができるのか

・他機関からの理解に必須

・支援員の資質向上　研修体系、階層化の設計

⑤女性相談支援センター所属の女性相談支援員の直接支援のあり方

・専門性の高い支援

・市町村の女性相談支援員がいない地域のカバー（出張・巡回・電話・メール等）

⑥性的搾取被害者支援の明確化

・売春防止法検討会の関係機関における対応の具体化

論点２　一時保護所、女性自立支援施設

①一時保護は支援の流れの中にあり、支援関係者による相談調整が不可欠

・最初に相談を受けた女性相談支援員・民間団体が行ったアセスメントを踏まえ、関係者による事前相談

・一時保護後の支援の進め方について、関係者と本人が集まって相談

②自立支援をもっぱらとする施設の地域との連携・開放

③秘匿の必要性があるとした者についての調査　判断基準・割合等

論点３　民間施設との協働

①複数年度に渡る事業の安定運営

②管理体制の整備に関する支援

③性的被害者、妊娠出産、OD・リストカットなどの特別に配慮を要する者を支援するための専門的人員の配置の補助

④相談にかかる個人情報について、裁判例等も踏まえて行政への過剰な提供を求めない